公益社団法人 伊勢市シルバー人材センターハラスメント防止に関する基本方針

公益社団法人伊勢市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、事業又は、職務に従事するすべての場所（実質的に職場の延長上にあるものを含む。以下「職場」という。）におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、職場等全体の秩序を乱すばかりでなく、センターの健全性や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはなりません。

センターは、法人の役員、すべての職員及び会員（以下「職員等」という。）の一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場等の環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底いたします。

1．センターは、下記のハラスメント行為を容認しません。

(1) パワーハラスメントに類する行為

(2) モラルハラスメントに類する行為

(3) セクシュアルハラスメントに類する行為

(4) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為

(5) カスタマーハラスメントに類する行為

(6) その他、職務等に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場の環境に悪影響を及ぼすなどのハラスメント行為

2．この方針は、職員等のみならず発注者等、当センターに関係するすべての方を対象にします。

3．ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、職員等一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。

4．ハラスメントに関する相談窓口をセンター事務局に設置します。窓口では複数の職員が対応し、規程に則り迅速かつ適正に対応します。

5．苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。

① プライバシーや人種の尊厳

② 問題処理に必要な場合を除き、知りえた相談内容等の秘密の保持

③ 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止

6．ハラスメントに関する言動を行った者には、定款及び規程に基づき厳正に対処を行います。また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。

7．ハラスメント防止対策について、定期的に見直しを行い継続的な改善に取り組みます。

令和８年１０月２７日

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター